

栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画



栃 木 県

目 次

第1章 総則	
1 目的	1
2 用語の定義	1
第2章 栃木県隊の編成	
1 栃木県隊の編成	2
2 緊急消防援助隊の登録部隊	3
3 栃木県隊を編成する期間	3
第3章 応援等の体制の区分及び出動計画等	
1 応援等の体制の区分	4
2 出動計画等	4
第4章 応援出動等	
1 出動の準備	7
2 要請及び出動	7
3 応援要請、出動までの流れ	8
第5章 迅速出動	
1 陸上部隊の編成	8
2 航空部隊の任務	9
3 出動方法	9
第6章 後方支援本部の設置	9
第7章 集結場所等	
1 栃木県隊の集結場所	10
2 部隊の集結	10
第8章 指揮体制等	11
第9章 現場到着及び栃木県隊本部の設置	
1 現場到着	12
2 栃木県隊本部の設置	12
第10章 後方支援部隊の体制	12
第11章 情報連絡体制等	13
第12章 災害現場における無線運用体制	13
第13章 活動終了等	
1 活動終了等	13
2 帰署(所)報告	14
3 活動結果報告	14
第14章 医師等との連携	14
第15章 応援可能資機材等に関する事項	14
第16章 地区応援計画の策定について	15
第17章 経費等の取扱いについて	15

栃木県緊急消防援助隊応援等実施計画

第1章 総 則

1 目的

この計画は、「緊急消防援助隊運用要綱（以下「運用要綱」という。）」第3条第3項の規定に基づき、緊急消防援助隊栃木県隊が大規模災害又は特殊災害が発生した市町村に迅速に出動し、効果的な応援等の活動について、必要な事項を定めることとする。

2 用語の定義

この計画において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「被災地」とは、大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。
- (2) 「代表消防機関」とは、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日付け消防震第9号総務大臣通知。以下「基本計画」という。）に定められた機関をいい、宇都宮市消防本部がこの任に当たる。ただし、宇都宮市消防本部が被災等によりその任務を遂行できない場合は、次の消防機関がこれを代行（以下「代表消防機関代行」という。）するものとする。

適用順序	消 防 機 関 名
1	小 山 市 消 防 本 部
2	黒磯那須消防組合消防本部

- (3) 「地区代表消防機関」とは、栃木県広域消防応援等計画に定められた地区を代表する次の消防機関をいう。

地区	地区代表消防機関	地区内消防機関
中央	宇都宮市消防本部	—
南西	足利市消防本部	栃木地区広域行政事務組合消防本部 佐野地区広域消防組合消防本部
北西	鹿沼市消防本部	日光市消防本部
南東	小山市消防本部	石橋地区消防組合消防本部 芳賀地区広域行政事務組合消防本部

北東	黒磯那須消防組合消防本部	大田原地区広域消防組合消防本部 南那須地区広域行政事務組合消防本部 塩谷広域行政組合消防本部
----	--------------	--

- (4) 「登録消防機関」とは、緊急消防援助隊として、登録された部隊が属する消防機関をいう。
- (5) 「栃木県隊」とは、基本計画第2章第1節3に定める栃木県内の緊急消防援助隊登録消防機関の部隊で編成される県外への応援部隊及び栃木県消防防災航空隊をいう。
- (6) 「指揮者」とは、被災地に係る市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。
- (7) 「消防応援活動調整本部」（以下「調整本部」という。）とは、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動に資するため設置され、関係災害対策本部、消防庁等の関係機関との連絡調整を行う組織をいう。
- (8) 「進出拠点」とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。
- (9) 「応援等」とは、消防組織法（以下「法」という。）第44条第1項の消防の応援等をいう。

第2章 栃木県隊の編成

1 栃木県隊の編成

- (1) 栃木県隊指揮隊の編成
 栃木県隊指揮隊は、原則として代表消防機関の指揮隊とする。
 ただし、代表消防機関の指揮隊が出動できない場合は、第1章2(2)に定める代表消防機関代行の指揮隊とする。
- (2) 大隊の編成は、「栃木県隊」と呼称するものとする。
- (3) 中隊の編成は、登録消防機関の状況に応じ、原則として消火・救助・救急等の任務ごとに編成するものとし、「〇〇部隊」と呼称するものとする。
- (4) 小隊の編成は、各車両又は付加された任務単位とし、「〇〇小隊」と呼称する。
- (5) C災害、B災害及びN災害に対する部隊の編成は、毒劇物等対応隊等特別の装備を保有し、かつ特別な教育訓練を受けた部隊により編成するものとする。
- (6) 航空部隊は機体特性を考慮し、別に編成するものとする。
- (7) 栃木県隊長の指定と任務
- ① 基本計画第2章第1節3に定める栃木県隊長は、代表消防機関である宇都宮市消防本部の職員を充てるものとし、栃木県隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理を受け、栃木県隊の活動の管理を行うものとする。
 - ② 被災地において、栃木県隊長が事故等により指揮活動が不能になった場合は、栃木県隊長の指名する者がその任務を代行するものとする。
 - ③ 栃木県隊長の階級は、原則として消防司令長とする。

(8) 部隊長の指定と任務

① 部隊長の職には、下表の消防機関の職員をもって充てる。

部隊名等		部隊長等を指定する消防機関
救助部隊		宇都宮市消防本部
救急部隊	部隊長	小山市消防本部
	副部隊長	大田原地区広域消防組合消防本部
消火部隊	部隊長	黒磯那須消防組合消防本部
	副部隊長	鹿沼市消防本部
後方支援部隊		宇都宮市消防本部
特殊災害部隊		宇都宮市消防本部
特殊装備部隊		足利市消防本部
航空部隊		栃木県消防防災航空隊

② 部隊長の階級は、原則として消防司令または消防司令補とする。

③ 部隊長を指定する消防機関以外で部隊を編成する場合は、代表消防機関が、部隊を派遣する消防機関と調整し指名するものとする。

④ 部隊長は、栃木県隊長の指揮の下、部隊が効果的に活動できるよう指揮するものとする。

⑤ 被災地において、部隊長が事故等により指揮活動が不能になった場合は、副部隊長または栃木県隊長の指名する者が部隊長の職を代行するものとする。

(9) 小隊長の指定と任務

① 小隊長の職には、当該隊の上席者をもって充てる。

② 小隊長は、部隊長の指揮の下、自己隊の活動を指揮するものとする。

③ 被災地において、小隊長が事故等により指揮活動が不能になった場合は、部隊長の指名する者が小隊長の職を代行するものとする。

④ 小隊長の階級は、原則として消防司令補または消防士長とする。

2 緊急消防援助隊の登録部隊

緊急消防援助隊の登録部隊については、別表1のとおりとする。

3 栃木県隊を編成する期間

栃木県隊を編成する期間は、署（所）及びヘリポート等から出発し、帰署（所）及び帰還するまでの間とする。

第3章 応援等の体制の区分及び出動計画等

1 応援等の体制の区分

緊急消防援助隊による応援等の体制の区分は、次のとおりとする。

(1) 第一次応援体制

指揮支援部隊及び基本計画第2章第3節2(1)の第一次出動都道府県隊が出動する体制をいう。

(2) 第二次応援体制

第一次応援体制に加え、基本計画第2章第3節2(2)の出動準備都道府県隊が出動する体制をいう。

(3) 特別応援体制

基本計画第2章第3節3の東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震その他の大規模地震の場合における応援等の体制、並びに特殊災害時において、(1)、(2)だけでは十分な対応がとれない場合において消防庁が別に定めるところにより出動する体制をいう。

2 出動計画等

緊急消防援助隊の出動計画等は、次のとおりとする。

(1) 基本的な出動計画

① 第一次応援体制に係る出動計画

ア 登録消防機関は、次の災害発生都道府県で震度6弱以上（基本計画第2章第3節1(3)に定める政令市等（以下「政令市等」という。）については震度5強）の地震災害、津波警報（大津波）が発表した場合又は火山の噴火災害が発生した場合、若しくは大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行うものとする。その後、消防庁長官（以下「長官」という。）から出動の求め又は指示があった場合は、栃木県知事の求め又は指示の下参集を開始し、被災地での活動に際しては下記の指揮支援部隊長（又は指揮支援部隊長代行）の管理を受けるものとする。

イ 上記にかかわらず、次の災害発生都道府県を震央とする震度6弱以上（政令市等については震度5強）の地震災害、津波警報（大津波）が発生した場合は、第5章に基づき迅速出動するものとする。

区分	災害発生都道府県	指揮支援部隊長	指揮支援部隊長代行
陸上 部隊	福島県	仙台市消防局	札幌市消防局
	茨城県・群馬県	東京消防庁	名古屋市消防局

航空 部隊	北海道	札幌市消防局	仙台市消防局
	青森県・秋田県・山形県・福島県 新潟県	仙台市消防局	札幌市消防局
	茨城県・群馬県・埼玉県・山梨県	東京消防庁	名古屋市消防局

② 第二次応援体制に係る出動計画

登録消防機関は、次の災害発生都道府県で震度6弱（政令市等については震度5強）以上の地震災害、津波警報（大津波）が発表した場合、火山の噴火災害が発生した場合又は特殊災害が発生した場合、速やかに応援出動の準備を行うものとする。

その後、長官から出動の求め又は指示があった場合は、栃木県知事の求め又は指示の下参集を開始し、被災地での活動に際しては下記の指揮支援部隊長（又は指揮支援部隊長代行）の管理を受けるものとする。

区分	災害発生都道府県	指揮支援部隊長	指揮支援部隊長代行
陸上 部隊	北海道	札幌市消防局	仙台市消防局
	青森県・岩手県・宮城県・秋田県 山形県・新潟県	仙台市消防局	札幌市消防局
	埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県 山梨県・長野県・静岡県	東京消防庁	名古屋市消防局
航空 部隊	岩手県・宮城県	仙台市消防局	札幌市消防局
	千葉県・東京都・神奈川県・長野県 静岡県	東京消防庁	名古屋市消防局

③ その他

登録消防機関は、政令市等以外で震度5強以上の地震が発生した場合等で消防庁から出動の準備を求められた場合、速やかに出動の準備を行うものとする。

(2) 特別応援体制に係る出動計画

東海地震、首都直下地震、東南海・南海地震又はその他の大規模地震が発生し、緊急消防援助隊アクションプラン（「東海地震、首都直下地震及び東南海・南海地震における緊急消防援助隊運用方針等の改訂について（通知）」平成20年8月4日付け消防令第137号）による出動等が適用される場合は、これらの定めるところによるものとする。

① 東海地震災害の出動基準

《東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン（抜粋）》（発災後）

応援先県	神奈川県	山梨県	長野県	静岡県	愛知県	三重県
第一次応援 7都府県 () は二 次指定県	千葉県 (茨城県)	埼玉県 (群馬県)	新潟県 (富山県)	東京都 大阪府 (栃木県)	滋賀県 (京都府)	奈良県 (和歌山県)
第二次応援 7府県	茨城県	群馬県	富山県	栃木県 兵庫県	京都府	和歌山県
第三次応援 14県	岩手県・宮城県・山形県・福島県・石川県・福井県・鳥取県 島根県・岡山県・広島県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県					
第四次応援 12道県	北海道・青森県・秋田県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県					

第三次応援：全て静岡県への応援を予定するが、被災状況に応じて応援先を変更する。

第四次応援：被害状況に応じ応援先の県を決定する。

② 首都直下地震の出動基準

《首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン（抜粋）》

応援先県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
第一次応援 4県 () は二 次指定県	群馬県 (栃木県)	茨城県 (宮城県)	山梨県 (長野県)	静岡県 (愛知県)
第二次応援 8県	栃木県	宮城県	福島県・新潟県・富山県 長野県・岐阜県	愛知県
第三次応援 16県	大阪府		青森県・岩手県・秋田県・山形県 石川県・福井県・三重県・滋賀県 京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県 岡山県・鳥取県・徳島県	
第四次応援 15道県	北海道・島根県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県 佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県			

第三次応援：大阪府を除き、全て東京都への応援を予定するが、被災状況に応じ応援先を変更する。

第四次応援：被害状況に応じ応援先の県を決定する。

③ 東南海・南海地震の出動基準

《東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン（抜粋）》

応援先県	静岡県	愛知県	三重県	和歌山県	徳島県	高知県
第一次応援 12都県	千葉県 山梨県	東京都 石川県	埼玉県 富山県	神奈川県 福井県	島根県 佐賀県	鳥取県 福岡県
第二次応援 7県	宮城県	群馬県 新潟県	栃木県		長崎県	熊本県 鹿児島県
第三次応援 6県	茨城県・岩手県・青森県・山形県・秋田県・福島県					
第四次応援 16道府県	北海道・沖縄県 長野県・岐阜県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県 岡山県・広島県・山口県・香川県・愛媛県・大分県・宮崎県					

第三次応援：すべて愛知県への応援を予定するが、被災状況に応じ応援先を変更する。

第四次応援：被害状況に応じ応援先を決定する。

第4章 応援出動等

1 出動の準備

栃木県隊は、基本計画第2章第3節2(1)の定めるところにより、緊急消防援助隊の出動準備を行うとともに、次により出動可能隊数を調査するものとする。

- (1) 栃木県は、消防庁から緊急消防援助隊の出動可能隊数の報告の求めがあった場合、又は消防庁からの通知がない場合であっても、災害の状況により必要と判断するときは、別記様式1-1により登録消防機関の長に対し、出動可能隊数の報告を求めるものとする。
- (2) 登録消防機関は、別記様式1-2により、直ちに可能隊数を栃木県及び代表消防機関に報告するものとする。
- (3) 栃木県は、別記様式1-3により出動可能隊数を取りまとめ、消防庁に報告する。また、全ての登録消防機関に、その内容を情報提供する。

2 要請及び出動

- (1) 栃木県は、消防庁から別記様式2-1又は2-2により緊急消防援助隊の出動の求め

又は指示を受けた場合は、登録消防機関の長に対して、緊急消防援助隊の出動の求め又は指示を行う。この際、栃木県と代表消防機関は出動部隊の調整を行う。代表消防機関は、集結場所を管轄する消防機関等と調整の上、集結場所を決定し、別記様式3により栃木県及び登録消防機関に連絡するものとする。

(2) 部隊を出動させる登録消防機関は、次の事項について、栃木県及び代表消防機関に対して別記様式4号により報告するものとする。栃木県は取りまとめの上、その内容を代表消防機関及び登録消防機関に報告するものとする。

- ① 派遣車両等
- ② 派遣隊員名簿（階級・氏名）
- ③ 集結場所到着予定日時
- ④ 集結ルート
- ⑤ その他特記事項（携行資機材等）

(3) 出動部隊は、集結場所（第6章1）に到着したときは、次の事項を確認し、進出拠点等に向かうものとする。また、栃木県隊長は、集結完了時刻、出発時刻を代表消防機関を通じて栃木県及び登録消防機関に報告するものとする。栃木県はその内容を消防庁に報告するものとする。

- ① 栃木県隊長及び各部隊長
- ② 部隊編成、車両、資機材
- ③ 進出拠点等までの到達ルート
- ④ その他必要な事項

(4) 航空部隊は、長官の求め又は指示を受けた場合は、消防庁又は調整本部と連絡を取り、出動先を確認の上、速やかに出動するものとする。

3 応援要請、出動までの流れ

応援要請、出動までの流れについては、図1のとおりである。また、連絡先については、別表2-1、2とする。

第5章 迅速出動

栃木県隊が被災地に迅速に出動する体制について、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日付け消防応第104号、以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、以下に定めるものとする。

1 陸上部隊の編成

陸上部隊を、第一次編成陸上部隊及び第二次編成陸上部隊の中隊に分けて編成するものとする。なお、震度6強の地震が発生した場合は、初期活動を行うための陸上部隊先遣隊を別に編成するものとする。

(1) 第一次編成陸上部隊は、原則として、登録消防機関の県指揮隊、消火部隊、救助部隊及び救急部隊をもって編成するものとする。ただし、消火等の活動にあたり、後方支援部隊等を必要とする場合は、この限りではない。

なお、第一次編成陸上部隊は、別表5のとおり、震源地（進出拠点）に応じて先発隊・後発隊に区分するものとし、進出拠点から震央管轄消防機関の消防本部の庁舎等に到着するまでの部隊管理を、代表消防機関（又は代表消防機関代行）が行うものとする。

- (2) 第二次編成陸上部隊は、原則として、登録消防機関の後方支援部隊、特殊災害部隊、特殊装備部隊等、比較的走行速度の遅いものをもって編成するものとする。ただし、機動性等、第一次編成陸上部隊に編成することに問題がない場合は、この限りではない。

なお、第二次編成陸上部隊の進出拠点から震央管轄消防機関の消防本部の庁舎等に到着するまでの部隊管理は、原則として代表消防機関である宇都宮市消防本部が行うものとするが、これが困難な時は、第二次編成陸上部隊を出動させる消防機関の中から、代表消防機関が指名する消防機関が代行するものとする。

- (3) 陸上部隊先遣隊（県指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊及び後方支援部隊）は、代表消防機関の登録部隊をもって編成するものとする。

なお、陸上部隊先遣隊の部隊管理は、代表消防機関である宇都宮市消防本部が行うものとする。

- (4) 陸上部隊が震央管轄消防機関の消防本部の庁舎等に到着した後は、第2章の規定に従い再編成するものとする。

2 航空部隊の任務

航空部隊は、以下の任務を実施するものとし、必要な資機材及び搭乗人員等については、別に定めるものとする。

- (1) 情報収集航空部隊

ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集活動を行う。

- (2) 救助・救急航空部隊

救助用資材、救急用資機材を活用した救助・救急活動を行う。

3 出動方法

- (1) 陸上部隊は、実施要綱に基づき出動するものとし、その標準的な流れについては別表6-1のとおりとする。

- (2) 航空部隊は、実施要綱のほか、「緊急消防援助隊航空部隊に係る基本的な出動計画の見直しについて」（平成20年7月1日付け消防応108号）に基づき出動するものとし、その標準的な流れは別表6-2のとおりとする。

- (3) 栃木県は、栃木県隊が迅速出動により出動（出動準備を含む。）する場合は、速やかに当該出動する予定の緊急消防援助隊の部隊数等を、第4章の1に準じて別記様式1-3により消防庁及び登録消防機関に報告する。

第6章 後方支援本部の設置

後方支援本部の設置

- (1) 緊急消防援助隊として出動させた栃木県隊の円滑な後方支援を実施するため、代表消防機関内に後方支援本部を設置するものとする。

- (2) 後方支援本部は、登録消防機関との間で、交替要員の確保及び隊員の交替等に関する事項等について連絡調整を行うとともに、出動部隊の活動状況について、当該出動部隊の属する市町に対する情報提供を行うなど、出動部隊の活動支援を行うものとする。
- (3) 後方支援本部は、栃木県隊の後方支援について必要に応じて調整本部と連携するものとする。

第7章 集結場所等

1 栃木県隊の集結場所

栃木県隊の集結場所（航空部隊は除く）は、下表のとおりとする。

ただし、被災地の災害状況等により変更することが望ましいと認められる場合、代表消防機関は、集結場所を管轄する消防機関等と調整の上、集結場所を変更することができる。

応援方面	道路別	集結場所	責任者
福島県側	東北自動車道	那須 I C	黒磯那須消防本部消防長
	国道4号線	黒磯消防署	
群馬県側	国道50号線	河南消防署	足利市消防本部消防長
	東北自動車道	佐野藤岡 I C	佐野地区消防本部消防長
茨城県側	国道50号線	小山総合公園駐車場	小山市消防本部消防長
	国道123号線	真岡消防署茂木分署	芳賀地区消防本部消防長
埼玉県側	国道4号線	小山総合公園駐車場	小山市消防本部消防長
	東北自動車道	佐野藤岡 I C	佐野地区消防本部消防長

2 部隊の集結

部隊の集結にあたり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 代表消防機関は、当該計画に定めるところにより、被災地に応じて集結場所及び集結時間を決定し、別記様式3により栃木県及び登録消防機関に連絡するものとする。

なお、災害の状況等により被災地の属する都道府県内の場所を集結場所とする場合は、当該被災地の属する都道府県又は調整本部と調整するものとする。

ただし、東海地震又は首都直下地震など被害が複数の都道府県に及ぶ地震を想定して策定された緊急消防援助隊アクションプランがある場合は、これらの定めるところによ

- るものとする。
- (2) 栃木県は、消防庁から進出拠点についての連絡を受けた場合は、速やかに代表消防機関に連絡するものとする。
 - (3) 栃木県隊長は、進出拠点に応じた到達ルートを決し、栃木県及び登録消防機関に連絡するものとする。栃木県はその内容を消防庁に報告する。

なお、出動途上における状況の変化等によって、到達ルート等を変更する場合は、栃木県、調整本部及び後方支援本部にその旨報告するものとする。栃木県はその内容を消防庁に報告する

また、進出拠点に到着した時は、速やかに部隊規模を調整本部に報告するとともに、応援先市町村を確認するものとする。
 - (4) 進出拠点が高速道路等のインターチェンジ等の場合は、栃木県隊長のみが先行し、前項の任務を実施し、無線等により栃木県隊に必要な指示を行うなど、進出拠点を速やかに通過するための対策を講ずるものとする。
 - (5) 集結場所の責任者は、代表消防機関から連絡を受けた場合、車両駐車場の確保、整理等について関係機関と調整を図るものとする。
 - (6) 栃木県は、栃木県隊の被災地までの高速道路等の通行について、必要に応じて関係機関と調整を図るものとする。
 - (7) 交通渋滞等の理由で集結時間に遅れる場合は、その旨を代表消防機関に報告し指示を受けるものとする。
 - (8) 集結場所から被災地までは、原則として部隊の隊形を確保し行動するものとする。

この場合、先頭の車両と最後部の車両は、常に連絡を取り安全管理に留意するものとする。ただし、燃料補給等のため一時的に隊列から離れる必要が生じた場合は、栃木県隊長の指示に従い行動するものとする。
 - (9) 被災地の災害の状況等により迅速な出動を求められた場合等には、先発部隊と後発部隊に分けて集結及び出動することができるものとする。

第8章 指揮体制等

栃木県隊の指揮体制については、次のとおりとする。

- (1) 栃木県隊は、被災地において、法第47条の規定に基づき、指揮者の指揮の下に（栃木県消防防災航空隊については、法第48条の規定による支援となる。）活動するものとする。
- (2) 栃木県隊は、被災地で活動を行う緊急消防援助隊以外の消防機関等と緊密に連携するものとする。
- (3) 栃木県隊長の任務
第2章1(7)に定めるとおりとする。
- (4) 部隊長の任務
第2章1(8)に定めるとおりとする。
- (5) 小隊長の任務
第2章1(9)に定めるとおりとする。

- (6) 指揮系統
図2のとおりとする。

第9章 現場到着及び栃木県隊本部の設置

1 現場到着

栃木県隊長は、現場に到着したときは、速やかに、県隊名、人員、車両、資機材等の内容について、指揮者及び緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「指揮支援本部」という。）に報告し、次の事項について確認するものとする。

- (1) 災害状況
- (2) 活動方針
- (3) 活動地域及び任務
- (4) 栃木県隊本部（次項2(1)）を設置する場合はその位置
- (5) 使用無線系統
- (6) 地水利等の状況
- (7) その他活動上必要な事項

2 栃木県隊本部の設置

- (1) 栃木県隊長は、必要に応じて、各部隊長を構成員とする栃木県隊本部を設置するものとする。この場合において、栃木県隊長を本部長とする。
- (2) 栃木県隊本部は、次の事務を行うものとする。
 - ① 指揮者の指揮の下、又は指揮支援部隊長（又は指揮支援隊長）の管理の下で、栃木県隊の活動管理に関すること。
 - ② 栃木県隊の後方支援に関すること。
 - ③ その他必要な事項に関すること。

第10章 後方支援部隊の体制

被災地における後方支援は、次の区分により対応することとする。

- (1) 第一次支援体制
地区単位で支援活動を実施する体制をいい、地区代表消防機関が地区単位の支援体制の統括管理を行うものとする。地区代表消防機関は予め地区内の支援体制について、地区内応援等実施計画に明記するものとする。
- (2) 第二次支援体制
後方支援部隊長は、(1)の体制だけでは十分な対応がとれないと判断した場合、地区代表消防機関と協議し、必要な調整を図るものとする。
- (3) 第三次支援体制
後方支援部隊長が、(1)、(2)の体制だけでは十分な対応がとれないと判断した場合において実施する体制をいう。その場合において、後方支援部隊長は栃木県隊長と協議の上、後方支援本部に必要な措置を求めるものとする。

第 1 1 章 情報連絡体制等

栃木県隊の情報連絡体制等は、次のとおりとする。

(1) 情報連絡窓口

情報連絡窓口は、運用要綱第 19 条に基づく「緊急消防援助隊指揮体制表（別記様式 5）」等による。また、栃木県隊内の連絡については、別記様式 4 により栃木県が取りまとめたものとする。

(2) 情報連絡の手段は、原則として電話又はファクシミリ（有線又は衛星回線）によるものとするが、状況により消防無線等により対応するものとする。

第 1 2 章 災害現場における無線運用体制

災害現場における無線運用体制については、第 8 章(6)の指揮系統に基づき、応援可能無線機及び携帯電話の状況を勘案し、次により行うものとするが、使用無線系統は、調整本部の指示に従うものとする。

(1) 全国共通波 1（150.73MHz）

指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県隊本部間の通信は、全国共通波 1 を使用する。

(2) 全国共通波 2（148.75MHz）及び 3（154.15MHz）

被災地が複数にわたる等、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、(1)の用途について、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長が指定した全国共通波 2 及び全国共通波 3 のいずれかを使用する。

(3) 栃木県内共通波

栃木県隊の通信は、栃木県内共通波を使用する。

ただし、中継送水や救急救助活動等で独自の運用を行う時は、栃木県隊長の了承の下、各部隊内で署活動波を使用するものとする。

(4) 無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は、下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。

- ① 応援要請を行う場合
- ② 職員等又は消防車両の重大な事故が発生した場合
- ③ 新たな災害が発生した場合
- ④ 調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合

第 1 3 章 活動終了等

1 活動終了等

(1) 栃木県隊長は、指揮者の引き揚げ指示があった場合には、速やかに調整本部に報告するとともに、現場における活動を終了するものとする。

(2) 栃木県隊長は、(1)に基づき現場における活動を終了した場合には、次に掲げる事項を指揮者及び調整本部に報告し、指揮支援部隊長の引き揚げ指示により被災地から引き揚げるものとする。

- ① 活動概要（場所、時間、隊数等）
- ② 活動中の異常の有無
- ③ 隊員の負傷の有無
- ④ 車両、資機材等の損傷の有無
- ⑤ その他必要な事項

2 帰署（所）報告

部隊が帰署（所）した場合には、当該部隊の属する消防機関は、その旨栃木県及び代表消防機関に報告するものとする。報告を受けた栃木県は、その旨消防庁に報告するものとする。

3 活動結果報告

出動した部隊の所属する消防機関は、別記様式6により栃木県及び代表消防機関に対し次の事項を報告するものとする。栃木県は、取りまとめの上、その内容を消防庁及び受援都道府県に報告するものとする。

- (1) 消防本部名
- (2) 活動隊数及び隊員数
- (3) 活動開始日時、活動時間
- (4) 活動場所
- (5) 活動概要
- (6) 使用資機材
- (7) 隊員の負傷及び車両・資機材の損傷の状況
- (8) その他特記事項

第14章 医師等との連携

医師等との連携については、次のとおりとする。

- (1) 栃木県隊は、被災地において救命医療活動を行う医師等と連携して行動するよう努めるものとする。
- (2) 栃木県は、栃木県隊の出動にあたり、必要と認めるときは、被災地に医師を搬送することができるよう栃木県隊の体制の構築等に努めるものとする。

第15章 応援可能資機材等に関する事項

栃木県隊の応援可能資機材等は次のとおりとする。

- (1) 応援可能資機材は、別表3-1のとおりとする。
- (2) 生物・化学テロ対応資機材については、別表3-2のとおりとする。

- (3) 応援可能消火薬剤は、別表 3-3 のとおりとする。
- (4) 応援可能無線機等は、別表 4-1、2、3 のとおりとする。

第 16 章 地区応援計画の策定について

地区代表消防機関は、本計画を受け、迅速な出動と被災地における円滑かつ的確な活動に資するため、必要となる次の事項について、地区応援実施計画を策定するものとする。

- (1) 地区応援実施計画に定める事項
 - ① 部隊の集結に関する事。
 - ② 指揮系統に関する事。
 - ③ 情報連絡体制に関する事。
 - ④ 応援可能資機材に関する事。
 - ⑤ 後方支援体制、交替要員、警防体制に関する事。
 - ⑥ その他必要事項
- (2) 地区応援計画の策定及び変更に当たっては、次に定めるところによるものとする。
 - ① 地区代表消防機関は地区内消防機関と調整を行うこと。
 - ② 地区代表消防機関は当該計画を、栃木県、代表消防機関及び各地区代表消防機関に提供し、情報の共有化を図るものとする。

第 17 章 経費等の取扱いについて

登録消防機関が負担する経費等の取扱いについては次に定めるところによるものとする。

- (1) 緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱（平成16年4月9日付け消防震第23号）
- (2) 財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和62年4月1日施行）
- (3) 緊急消防援助隊の活動に係る経費の負担について（平成8年4月3日付け消防救第59号救急救助課長通知）
- (4) 緊急消防援助隊の出動に伴う高速自動車国道等の通行料の取扱いについて（平成17年8月31日付け消防応第8号応急対策室長通知）
- (5) 緊急消防援助隊の出動に伴う都道府県道有料道路及び市町村道有料道路の通行料徴収料免除等について（平成17年11月9日付け消防応第24号応急対策室長通知）

附 則

この計画は、平成17年9月16日から施行する。

附 則

この計画は、平成18年8月28日から施行する。

附 則

この計画は、平成20年2月22日から施行する。

附 則

この計画は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この計画は、平成22年4月1日から施行する。